

## 耕作放棄地再生利用活動表彰実施要領

24岡山県協議会第49号

平成24年10月3日

岡山県耕作放棄地解消対策協議会会長

### 1. 目的

耕作放棄地の再生利用のためには、農業者をはじめ関係機関などすべての関係者が、農地を大切にし、利用するという気運を高めることが重要である。

そのため、農業・農村現場において耕作放棄地の再生利用活動を展開する団体等での取り組みや成果が他の模範となる者を表彰し広く普及することにより、今後の耕作放棄地対策の推進に資するものです。

### 2. 名称

耕作放棄地再生利用活動表彰

### 3. 主催

岡山県耕作放棄地解消対策協議会

### 4. 後援

岡山県

### 5. 表彰資格

平成21年度以降、耕作放棄地の再生利用活動を実施している集落営農組織、農業委員会、農業法人、農業参入企業、NPO法人、市町村農業公社、市町村、農業者等とします。

### 6. 応募の方法

応募は自薦・他薦を問わず広く募集することとし、応募申込者は応募申込書(別紙1)および再生利用実績報告書(別紙2)により必要事項を記入の上、地域耕作放棄地対策協議会を経由し岡山県耕作放棄地解消対策協議会に提出してください。

### 7. 応募締め切り

平成24年11月30日(金)までに岡山県耕作放棄地解消対策協議会に提出して下さい(郵送の場合は平成24年11月30日(金)郵便局消印のあるものまで受け付けます)。

### 8. 審査方法

事務局において書類審査・現地審査を行い、複数点を賞候補として審査委員会(会長、副会長、岡山県など)に推薦する。審査委員会は事務局から推薦された複数点の候補から賞を決定します。

### 9. 選定基準

耕作放棄地の再生利用活動が、地域での農地の利用促進において大きな役割を果たし、地域での実践の模範となって普及効果が期待でき、優れた成果をあげているものを選定します。具体的な選定基準は次のとおりです。

- (1) 耕作放棄地の再生利用のための活動体制を整備し、啓発活動や実践活動を通じて地域の農地の利用促進等を図っていること。
- (2) 耕作放棄地の再生利用による成果として、新規作物や地域特産物の導入、担い手への農地利用集積等の実績を上げていること。
- (3) 耕作放棄地の再生利用を契機として、農業体験活動や都市農村交流等が推進され地

域の活性化に結びついていること。

- (4) 地域の農業者や住民による耕作放棄地の再生利用の活動が、農業・農村の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮に結びついていること。
- (5) 地域の実態に即した耕作放棄地の解消対策により、飼料作物の生産や放牧利用等に結びついていること。
- (6) その他、耕作放棄地の再生利用に寄与していること。

#### 10. 表彰

岡山県耕作放棄地解消対策協議会が主催する「耕作放棄地再生利用研修会」等において表彰する。

岡山県耕作放棄地解消対策協議会会長賞

数点

#### 11. 発表

表彰された活動は、耕作放棄地再生利用研修会等での事例発表や県・市町村ホームページ等で広く紹介する。